

議案第 1 4 号

八幡浜市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市養護老人ホーム設置条例（平成 1 7 年条例第 1 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
（名称、位置及び職員） 第 2 条 （略） 2 施設に所長（施設長）、医師（嘱託医）、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員その他の職員を置く。 （入所定員） 第 3 条 施設の定員は、別表に定めるとおりとする。 （入所養護者の範囲） 第 5 条 （略） 2・3 （略） 第 7 条 <u>削除</u> （指定管理者） 第 8 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第	（名称、位置及び職員） 第 2 条 （略） 2 施設に所長（施設長）、医師（嘱託医）、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、<u>栄養士</u>、調理員その他の職員を置く。 （入所定員） 第 3 条 施設の定員は、別表に定めるとおりとする。<u>ただし、老人短期入所施設の定員は、1 8 人とする。</u> （入所養護者の範囲） 第 5 条 （略） 2・3 （略） <u>4 施設が行う短期入所生活介護事業の対象者の範囲は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による要介護認定及び要支援認定を受けた者とする。</u> <u>（利用料の額）</u> 第 7 条 <u>介護保険法の規定による短期入所生活介護事業に要する利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号）により算定した額とする。</u> （指定管理者） 第 8 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第

67号) 第244条の2第3項の規定により、施設_____の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。	67号) 第244条の2第3項の規定により、施設 <u>(老人短期入所施設を含む。)</u> の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため。